

条件付一般競争入札の実施について

下記のとおり条件付一般競争入札を実施するので、参加を希望する場合は、届出書等を作成の上、提出してください。

令和 8 年 6 月 9 日

日向市長 西村 賢

記

1 競争入札に付する事項

(1) 事項名

小中学校 LED 照明賃貸借

(2) 履行期間

2-1 契約期間

契約締結日から賃貸借期間満了日まで

2-2 準備期間

契約締結日から令和 8 年 8 月 31 日まで

2-3 賃貸借期間

賃貸借期間は、全施設における LED 照明器具の設置完了後の検査に合格した（検収が認められたもの）時点から開始するものとし、当該物品の賃貸借期間満了日は開始日から 5 年間とする。なお、入札金額に含まれる賃貸借料は 60 か月分とし、検収の時期により開始日が変動する場合であっても、賃貸借料総額及び契約条件に齟齬が生じないように、賃貸借期間の終期を調整するものとする。

(3) 仕様

別紙「日向市小中学校 LED 照明賃貸借仕様書」及び「LED ランプ製品仕様表」のとおり

(4) 履行場所

日向市立富高小学校他 16 校

(5) 支払方法

四半期払

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件に係る入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

【参加資格】

- (1) 本入札の入札参加資格確認審査申請時において、日向市建設業者等有資格業者名簿（業務委託）又は物品等納入資格者名簿に登録されている（登録の地域区分は問わない。）こと。
- (2) 令和 3 年度以降において、国又は地方公共団体等（国、地方公共団体又は公共法人）との間に、保守（交換）を含む LED 設備のリース契約を締結し、公告日現在において契約解除のない実績を有すること。この場合において、LED 設備の契約基数は複数契約の合算を可とし、その合計が 4,000 基以上であること。

【その他要件】

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状

- 況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある等、経営が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。
- ア 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合
- (ア) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 の親会社等（以下「親会社等」という。）と同条第 3 号の 2 の子会社等（以下「子会社等」という。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等間での関係にある場合
- イ 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) 上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 本入札の公告日から落札が確定する日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条の規定又は市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 29 年 3 月 31 日告示第 61 号）第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 本公告日から落札が確定する日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 役員等は日向市暴力団排除条例（平成 23 年日向市条例第 23 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団等でない者及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

3 入札・契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

日向市総務部総務課契約係（日向市本町 10 番 5 号）

(2) 期間

土曜日、日曜日及び祝日を除く、令和 8 年 6 月 9 日から令和 8 年 7 月 9 日まで
8 時 30 分～17 時 15 分（ただし、12 時～13 時を除く。）

4 スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公告	令和 8 年 6 月 9 日（火）
質問受付期間	令和 8 年 6 月 9 日（火）～6 月 23 日（火）
入札参加届出書提出期限	令和 8 年 6 月 23 日（火）16 時 30 分まで
質問回答	令和 8 年 6 月 29 日（月）
入札参加資格確認結果通知	令和 8 年 7 月 3 日（金）
入札書提出期限（辞退届提出期限）	令和 8 年 7 月 8 日（水）16 時 30 分まで
開札	令和 8 年 7 月 9 日（木）10 時 30 分

5 入札参加届出書等の交付

日向市ホームページに掲載するのでダウンロードすること。仕様書等は、入札公告の日から教育委員会教育総務課施設係において閲覧に供するほか、市ホームページに掲載するのでダウンロードすること。

6 仕様書等の質問の受付・回答

(1) 提出場所 日向市 教育委員会教育総務課施設係

(2) 提出期限 令和 8 年 6 月 23 日（火）16 時 30 分まで

(3) 提出様式 質問回答書（様式第 1 号）

(4) 提出方法 電子メールで『kyosou@hyugacity.jp』宛に送付すること。

※電話により「質問書」の到着確認を必ず行うこと。

(5) 回答方法 令和 8 年 6 月 29 日（月）の 17 時までに市ホームページ上に随時公開することとし、個別の回答は行わない。

(6) 注意事項

① 電子メールの表題を「小中学校 LED 照明賃貸借に関する質問」とし、本文中に会社名、担当者名及び連絡先を明記すること。

② 質問の内容を確認するため、本市から問い合わせる場合がある。

③ 質問に対する回答は、仕様書の追加又は修正とみなす。

7 入札参加届出書等の提出

(1) 提出場所

日向市総務部総務課契約係（〒883-8555 日向市本町 10 番 5 号）

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 23 日（火）16 時 30 分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の方法は一般書留、簡易書留又はレターパックのみとし、提出期限内必着とする。

※申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、申請者の負担とする。

ア) 提出書類条件付一般競争入札参加届出書（様式第 2 号）

イ) 様式第3号 類似業務実績書

ウ) 業務実績が確認できる書類（契約書等）の写し

(4) 参加資格審査・通知

入札参加届け出期間終了後に、上記（3）に掲げる書類一式を審査する。入札参加資格を有することが確認できた者に、入札参加資格確認結果通知書を送付する。

8 入札・開札の日時等

(1) 入札の日時等

① 提出期限

令和8年7月8日（水）16時30分まで（提出期限内必着）

② 提出場所

日向市総務部総務課契約係（〒883-8555 日向市本町10番5号）

(2) 開札の日時等

① 開札日時

令和8年7月9日（木）10時30分

② 開札場所

日向市役所 入札室（本庁舎2階）

③ 開札の立会い

※立会いを行う場合、立会人は1業者につき1人とし、立会人が代理人の場合には「立会委任状」を提出すること。入札参加者が立ち合わない場合には、当該入札に関係のない市職員を立ち合わせて開札を行う。

9 入札の方法等

(1) 本案件は、郵便入札方式により行う。ただし、入札書の持参提出も可とする。なお、入札書における代理人は認めない。

※競争入札参加資格審査申請届け出の際、契約委任をされている場合は受任先代表者となる。

(2) 入札方法は、上記7の(2)に示す期限までの郵送又は持参とする。

(3) 郵送の場合

① 一般書留、簡易書留又はレターパックのいずれかによる郵送とする。

② 上記①以外の方法（普通郵便、メール便、特定記録郵便など）による入札は無効とする。

③ 入札書は、外封筒及び内封筒の二重封筒を用いて、別紙記載例のとおり作成し、日向市 総務部 総務課 契約係宛てに提出期限までに到達するように郵送すること。

④ 郵便入札に要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。

⑤ 入札書及び封筒の日付は、発送日を記載すること（開札日当日の日付は記載しないこと）。

(4) 直接持参する場合

① 入札書を日向市 総務部 総務課 契約係まで直接提出すること。

② 直接持参する場合は、上記（3）における「外封筒」は省略可能（内封筒の記載方法や提出期限、取扱い等は、郵送する場合と同じ）。

③ 入札書及び封筒の日付は、提出日を記載すること（開札日当日の日付は記載しないこと）。

(5) 入札執行回数は、2回までとする。

(6) 入札者が1者のみの場合であっても入札を執行する。

(7) 入札書の提出に要する費用は、入札の結果に関わらず、入札参加者の負担とする。

(8) 入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(9) 入札執行者は、入札に関し不正な行為又は郵便事情による事故等（以下「郵便事故等」という。）があった場合において、必要があると認めるときは、入札の無効、延期、中止又は取り消しを行うことができる。

(10) 入札参加資格確認通知書を受領した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届を令和8年7月8日（水）16時30分までに日向市総務部総務課契約係に提出すること。

ただし、入札書が提出場所に到達した後は、提出期限内であっても入札を辞退することはできない。

10 入札書の記載方法

- (1) 入札書に、入札金額は、賃貸借期間（60 か月）の総額を記載すること。なお、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年日向市条例第 38 号）第 2 条及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（令和 4 年日向市規則第 23 号）第 2 条の規定による契約であり、市は、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後の予算について確約されたものではないことに留意すること。
- (3) 入札書の日付は、発送日を記載すること（開札当日の日付は記載しないこと。）。

11 予定価格

この入札においては、予定価格を公表しない。

12 最低制限価格

この入札においては、最低制限価格を設定しない。

13 入札保証金に関する事項

入札保証金については、不要とする。

14 落札者の決定方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で、最も低い金額で入札したものを落札者とする。
ただし、最低価格を提示した者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとし、くじの方法等については、別に定める「くじ」の方法により落札者を決定する（「くじ」の方法については市ホームページ（ホーム > 産業・経済・ビジネス > 入札・契約「入札制度」 > 郵便入札の実施について）に掲載。）。
- (2) 落札者が決定したときは、入札書等の精査を行った後、当該落札者に電話連絡等により通知するものとする。また、入札結果については、入札担当課の窓口において閲覧させるとともに、日向市ホームページで公表する。
初度の入札の結果、予定価格（税抜き）を事前に公表をしていないもので、予定価格の範囲内での入札を行った者がいないときは、再度の入札を行う。この場合、直ちに第 1 回目の最低入札価格及び開札日時、提出期限、提出先、入札場所を指定し、入札参加者に通知するものとする。

15 契約書に関する事項

契約書は、原則として日向市賃貸借契約約款による。

ただし、本件契約の性質上、当該約款により難しい場合は、市が適当と認める範囲で、事業者提案による契約書案を用いることがある。この場合であっても、契約金額、履行期間、支払方法、保証、契約解除、損害賠償、契約不適合責任、個人情報保護その他市が必要と認める事項については、市の指示する条件を満たすこと。

16 入札の無効要件に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札参加資格の無い者のした入札
- (3) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (4) 到達した入札書が二重封筒によらない場合の入札
- (5) 入札書の提出方法が一般書留、簡易書留又はレターパックのいずれかによる郵送でない場合の入札（持参を除く）
- (6) 入札書等が封入された内封筒に所定の記載若しくは封印がなく、又は誤った記載がなされた入札
- (7) 入札書が提出期限内を経過した後に到達した入札（郵便事故等により入札書が提出期限内に到達しなかった場合も含む。）
- (8) 入札書が指定と異なる提出先に到達した入札
- (9) 入札書を提出しなかったもの、又は押印のないもの
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

17 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり、LED 照明器具の取付けその他関連作業を下請負等により行う場合は、市内事業者の活用に配慮するよう努めるものとする。
- (2) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、財務規則、要領等の定めるところによる。

18 事務担当部局

【契約に関すること】

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号
日向市総務部総務課契約係
TEL 0982-54-5761（直通）
E-mail zaisei@hyugacity.jp

【業務内容に関すること】

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号
教育委員会教育総務課施設係
TEL 0982-66-1036（直通）
E-mail kyosou@hyugacity.jp